

令和2年度 第2回 南島原市入札監視委員会 会議次第

開催日時	令和3年2月5日(金) 午後2時00分～午後3時30分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 大会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none">① 深江衛生センター前処理機定期修理工事② 有家町堀切地区耐震性貯水槽設置工事③ 市道六田富士山線道路改良工事(三軒屋工区)④ 小林小学校校舎トイレ改修工事⑤ 下金十谷地区 ため池 災害復旧工事 他1件⑥ あぜつ第2団地外壁塗替工事 他1件 <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none">① No.103～No.105の総合評価案件では、道路工事ということもあり設計額が正確に算出され、従って履行確実性確保価格も容易に算出される。 このことから入札金額はこの価格に集中し、結果的に落札者は加算点の多少で決まってしまう印象がある。 総合評価の見直しを進めていただいているが、この点どう考えておられるでしょうか。② 今回は失格、失格以外がバランスよく発生していて入札業者数も多く、目指す入札になっているのではと思われる。 ただ失格が多いので最低制限価格の引下げは可能なのか。 <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

<p>出席者 (委員)</p>	<p>委員長 梅本 義信 委員 中村 良治 委員 本田 博德 委員 岩本 公明</p>
<p>(南島原市)</p>	<p>副市長 山口 周一 総務部長 川島 進一</p> <p>総務部 管財契約課 課長 山崎 繁光 契約班長 敷島 和章 契約班 竹下 耕平</p> <p>環境水道部 衛生業務課 課長 宮崎 託也 深江施設班長 大崎 和宏</p> <p>総務部 防災課 防災交通班長 林田 昭義 防災交通班 近藤 慎介</p> <p>建設部 建設課 課長 柘植 善和 建設改良班長 田中 健一</p> <p>教育委員会 教育総務課 課長 苑田 和良 施設管理班 竹市 幸成</p> <p>農林水産部 農村整備課 課長 山田 秀明 農地防災班長 濱田 秀人</p> <p>建設部 都市計画課 課長 松藤 義孝 都市計画班 大野 茂</p>

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>① 深江衛生センター前処理機定期修理工事</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・入札業者7社のうち、5社が「辞退」しているところ、辞退事由を明らかにされたい。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・7者とも、技術力、人員の確保は十分だということ選ばれたのではないのか。	<p>【担当課】 工事概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none">・本工事につきましては、機械器具設置工事であり、前処理機劣化部品の取替及び点検調整を行う工事であるため、技術力や人員の確保等の困難さから、積極的な応札につながらなかったものと考えております。・入札状況につきましては、令和2年6月24日に7者による指名入札が実施され、有効入札1者、超過1者、残り5者は辞退という結果でございました。・「辞退された5業者の理由」としましては『作業員の確保が困難である』が2者、『技術者の配置が困難なため』が1者、『指定工事期間中の現場施工担当者及び現場代理人の配置が困難なため』が1者、『取り扱いがないため』が1者でありました。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none">・指名をする際には、過去の実績や技術者数、能力の有無などを前提とし、確認をしてから指名をするようにしております。

【委員】

- ・ 辞退理由がここにあるが口頭か、書面での提出なのか。

【委員】

- ・ 辞退理由に『取り扱いがないため』と1者あるが、選定条件で篩いにかけるのに実績があるなど考慮して選定していないのか。

- ・ それならば、選定条件に「実績がある業者で何者」と記載すべきだと思う。

- ・ 『技術者の配置が困難なため』とあるが、法定上の張付けを必要とする技術者がいないということなのか、今回は法定上の張付けには該当しないと思うが、設置する技術者がいないということなのか分からない。
こういう辞退理由であると、選定条件と少し違うような気がする。

- ・ 「実績がある業者を絶対に指名しなさい」と言っている訳ではないが、選定条件で狭めたのなら、狭めた条件は明記する必要があると思う。

【事務局】

- ・ 書面で提出してもらっております。

- ・ 委員ご指摘のとおりの方法で選定を行っております。

【事務局】

- ・ 基本的に選定の段階では技術力や実績があるのかを確認し、それに基づき選定を行っているのですが、今回のような辞退理由が出てきたことに違和感を覚えております。
- ・ 特殊な工事であることは十分認識しており、今後はより多くの業者の中から選定を行う必要性があると思っております。

② 有家町堀切地区耐震性貯水槽設置工事

【抽出理由】

【委員】

- ・落札者は、最低制限価格を 1,000 円オーバーで落札、その余の 14 入札業者全てが「失格なし」となっている。理由を聞きたい。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【事務局】

- ・本案件は、制限付一般競争入札で実施し、「とび・土工かつ土木Bランク」の 17 者が入札対象者となり、積極的な応札が見込まれ、今回も対象の 17 者中 15 者が応札されております。また、本案件も含め、同日に同じ条件（土木B）の 7 件を類似工事として入札を行なっております。
- ・当日の入札状況につきましては、ランダム係数（0.9951）が低い数値となり、1 者の超過はありましたが、落札者を含め、残りの 14 者は予定価格と最低制限価格の範囲内での応札で「失格なし」となっております。
- ・「最低制限価格を 1,000 円オーバーで落札された」の要因としましては、本案件の施工のし易さやランダム係数が低く出たことから、結果として最低制限価格の最低付近を予想された業者が 1,000 円高い金額で落札されたと推測しております。
- ・また、「14 業者が失格なし」となっている要因としましては、上記推測理由と同様に「各業者とも積極的な応札」と「ランダム係数（0.9951）が低い数値で出たこと」が重なった結果ではないかと推測いたします。

（仮にランダム係数が上限値 1.005 であった場合）

最低制限価格は 9,860,000 円となり、15 者中 12 者が失格となります。

【委員】

・「施工のし易さ」とあるが、どういう工事がし易いのか、どこをもって判断するのか。

・耐震性というのはどういう意味か。

【事務局】

・単純な工事として、地面を掘って、既製品（二次製品）を据え付けて、周りを石垣で囲むものです。

【担当課】

・耐震性貯水槽と言っていますが、防火水槽のことになります。工場で製作された箱物を現地で設置し、周辺を整備する内容になります。

③ 市道六田富士山線道路改良工事
(三軒屋工区)

【抽出理由】

【委員】

- ・ 13 者中 11 者が失格となり落札率も 98.84% と際立って高い。

落札者は最低制限価格及び多くの入札者の額に比し、約 300 万円高額である。

また、こうしたことは他の入札の特定の業者においても散見され高落札率のおそれがある。併せ見解をお伺いしたい。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【担当課】

- ・ 本工事は土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものであります。建設課の積算書と指名業者の工事内訳書を比較・検証した結果、直接工事費においては、ほぼ近似値の金額となっており、各業者ともに適正な見積をなされ、積算に問題があったとは考えにくいと思われます。このような結果となった要因として、ランダム係数が「1.0047…」とほぼ上限値に近い数値で出たことにより、失格者が多数となったこと、また落札者は予定価格付近で積算されていたものと推測しております。よって落札者と失格となられた多くの業者との応札額の差が生じたものと思われます。

【事務局】

- ・ 今回の工事対象案件 117 件のうち、失格者が半数（5 割）を超える入札は本抽出案件も含め 26 件ございました。26 件中 21 件の最低制限価格に対するランダム係数は 1.0 を超えており、係数が高い案件ほど、失格率が高くなる傾向がございます。26 件での辞退はほとんどなく、入札参加者の受注意欲が高い案件ほど、最低制限価格ぎりぎりの金額で入札されると思われるため、

【委員】

- ・13 者中 11 者はランダム係数がどうなるか分からない中、最低制限価格ギリギリで非常に厳しい勝負をされたが、ランダム係数が高く出た結果、失格となってしまった。300 万円高い業者は予定価格のところで入札されたのだらうと思われる。今、ランダム係数が抽選みたいになっているように感じられ、アクシデントを期待して、予定価格付近で入札されているように思える、それがダメだとは言えないが、せっかく低いところで勝負されている業者が多い中で、それらの失格を期待したような入札があるのをどう考えられているのかを質問の意味も込めて、投げかけさせて頂いた。

ランダム係数次第で失格する結果となっております。

ランダム係数の出方次第で、委員ご指摘の高落札率の入札が起こる場合もございますので、最小の経費で最大の効果が得られるように、ランダム係数の見直しが急務と考えているところです。

【事務局】

- ・このような案件は数多くではありませんが、ご指摘のとおり出てくる場合がございます。最近の例では、有家庁舎の改築をした時も同じような金額の差がございました。ただ、制度として私達もどうしようもない状況で、担当の方でランダム係数の見直しをどうしたらいいか検討を進めてはおりますが、今のところ確たる検討結果が出ている訳ではございません、引き続き改善余地のあるところがございますので、努力していきたいと思っております。

【事務局】

- ・今回ご指摘頂いておりますランダム係数ですが、前期の委員会でご提言頂いております。その後、ランダム係数 0.995～1.005 で行っておりますが、範囲の見直しも狭めた時にどういう風になるのか検討をしている最中で

【委員】

- ・ 前回も話したが、「業者間での保険」的な要素があればまずいということ。
不落になれば設計から見直すことになるから、誰かが上限を確保しておくというようなことが起きていれば大変ですよという話である。
- ・ そこで思ったのは、この業者が皆自前で工事を行っているかどうか、下請けに出していないかどうかであり、前回、発注側としてはそこを見ないとダメだと言った。
下請届が出てくると思うが、どのような状況になっているのか見ないといけない。
下請けに出してもいいのだろうが、そこにルールがあって、同格の業者が下請けを取ることはないと思う。
それでランダム係数の考え方も少しは変わるかもしれない。

すので、今後は今回のようなケースが発生しないようになればと思い、何とか今年度中に何らかの回答を出せればと考えております。

④ 小林小学校校舎トイレ改修工事

【抽出理由】

【委員】

- ・最低制限価格ランダム係数は、1 以下にもかかわらず、7 者中 2 者が失格となり、一方 2 者は最低制限価格を 300 万円近く超え、予定価格を大きく超過している。
何故、こうした結果になるのか伺いたい。

【委員】

- ・見積単価もすべて公表されて、積算に差が生じることはないとするが、参加業者が積算を間違えていたということか。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【担当課】

- ・設計につきましては、設計業者へ業務委託して積算を行ない、単価等の設定は刊行本や積算基準書等を根拠として積算を行っております。また、本積算において、見積単価はすべて公表しており、積算金額に大きく影響するものではなかったと考えております。
- ・委員ご指摘の回答としましては、工事費内訳書の検証の結果、直接工事費は設計金額と比較すると、1 者は設計金額とほぼ同額でしたが、諸経費に本設計と開きがありました。もう 1 者は、直接工事費が 22 万円程低く、また諸経費も本設計と開きがありました。今回の入札ではランダム係数が 1.0 以下でありましたが、上記のとおり業者の積算内容に誤りがあったと思われるため、2 者が失格という結果となっております。
- ・また、2 者とも直接工事費並びに諸経費の設計金額を大きく超過しております。直接工事費や諸経費の設計につきましては、刊行本や積算基準書等で積算しており、また、見積単価についてもすべて公表しているため、本来であれば積算に大きな差が生じることはないと思われます。

【委員】

- ・参加業者を教えてください。業者の住所を旧何町で知りたい。
- ・本当に仕事をしたい業者をどう指名するかが大事であるし、難しいところではあるが、今回は半数の業者が積極的ではない入札金額のように見える、土地柄の関係があるのかと思ったが、有効札も入っているので、そこは関係ないようである。
- ・そのように選定されてもいいと思う、要は競争心が芽生えるという風にしてもらいたいと思う。

【事務局】

- ・推測ではありますが、単純な積算間違いなのかは分かりません。
- ・業者名、住所（旧町）を説明。
- ・原則は現場に近い業者を中心にということで選定しているところです。

⑤ 下金十谷地区 ため池 災害復旧工事
赤兀地区 ため池 災害復旧工事

【抽出理由】

【委員】

- ・ 10 者中、8 者は超過、1 者は辞退で落札率 99.47% 案件番号 15 は、7 者中 1 者のみ辞退で他の入札は正常値。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【担当課】

- ・ 今回の案件は、災害査定を基に、ため池災害復旧工事の発注を行い、2 件とも同一業者が落札しています。赤兀地区は落札率 90.55% となり、有効入札が 3 者で予定価格と最低制限価格の範囲内で応札されています。下金十谷地区については、落札者のみが予定価格と最低制限価格の範囲内で応札し、落札率 99.47% と高い結果となっています。
- ・ 積算金額については、各業者とも直接工事費は精度の高い積算がなされているものの、諸経費については、バラツキがあり、現場条件等により実質収益が低い、又は見込めない状況等により、予定価格に近い入札金額を積算された参加業者の判断ではなかったかと推測しております。
- ・ 災害復旧事業については、施工条件が悪いことが要因となり、積極的な応札が望めない場合もあります。特にため池については、ため池内に仮設道路や作業スペースを必要とすることから、土砂・ガタ土の堆積状況の大小や重機等の進入路における仮設道路の設置及び湧水の排水処理の難易等、施工条件が悪いことを設計に反映できない場合もございます。それが結果として予定価格に近い応札額に繋がっている要因の一つではなかったかと考えおります。今後の改善策につきましては、落札率の高い案件について、落札者を含めた起工内容の検証や見直しを行い、現場条件に添った設計が大切ではないかと考えております。

【委員】

- ・ 両工事とも指名のランクは同じか。

- ・ 直接工事費は精度が高い積算をされて、諸経費でバラつきがあるとのことで、応札額が最低制限価格から予定価格の範囲内に入っていれば違和感は感じないが、そこを市はどのように考えるのか。

- ・ ほとんどの業者が予定価格を超えて入札している、条件がそんなに難しいのか。そこに 1 者だけあたる条件はどうかということである。皆が競争できる設計書にしてほしい。

【委員】

- ・ 入札結果を見ると、落札者と次順位の差が 8 万円しかない、超過している業者は応札額分でない割に合わない工事であると思っているように見える。

【委員】

- ・ 1 者だけに頼っていると将来困る。もし技術が 1 者だけにしかなかったら、後々他市町から連れてくるようになってしまう。

【事務局】

- ・ 両案件ともランクは関係なく、災害復旧工事については、特定のランクは問わず、A～Cの業者が入ります。

【担当課】

- ・ 施工条件が悪いなど、現場状況に合わせて工事価格を設定しております。

【事務局】

- ・ 災害ということで、査定を受けたものを基本に設計を組んでいるものですから、現場条件が非常に悪いなど加味してやっているが、それでも限度がありますので、その結果だと思いますが、委員ご指摘のとおり入札の形態としては不自然ではありますので、そこを今後どのように改善していくかが課題だと思います。

<p>⑥ あぜつ第2団地外壁塗替工事 あぜつ第1団地外壁塗替工事</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両工事とも入札額の差が大きい原因は何か。辞退と無効札の理由。 	<p>【担当課】 工事概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番低い応札額だったのは、2工事とも同業者でありました。 第2団地、第1団地において、直接工事費は的確に積算されております。 しかし、諸経費において、設計より低く見積もられたため、最低制限価格を大きく下回る入札額になっていると思われます。 ・一番高い応札額だったのは、2工事とも同業者でありました。 第2団地において、見積の直接工事費を積算誤りと思われますが6,200千円とされたため、設計の直接工事費5,219千円より高くなり、高入札額になっている。第1団地においても、見積の直接工事費を積算誤りと思われますが4,590千円とされたため、設計の直接工事費4,215千円より高くなり、高入札額になったのではと考えております。 以上のような理由より、入札額の差が大きくなったのではないかと推測しております。 <p>(辞退の理由)</p> <p>「義母危篤のため入札辞退します。」と入札辞退届が提出されたため。</p> <p>(無効札の理由)</p> <p>入札執行通知書にて、入札書と同時に工事費内訳書の提出を要していたが、工事費内訳書の提出が無かったため。</p>
--	--

【委員】

- ・工事費内訳書の提出が無かったとあるが、こういうことはあるのか。
- ・場所は同じようだが、分割した理由は何か。
- ・分割発注なのに、どうして同一指名なのか。類似でもない、有資格者は何者あるのか。
- ・2工事分の業者数はいるようだが、分割して同一指名だったのは何故か。

【委員】

- ・2工事とも、塗装の専門業者が失格しているが、そもそもの予定価格の設定に問題はなかったのかと思う。

【委員】

- ・地元優先で同一業者を指名するなら、一つの工事として発注すべきだった、諸経費等も安く済んだと思う。何のために分割したのか理由が成り立たない。
- ・地元優先も大事と思うが、業者選定される方々に少し考えてほしいと思う。

【委員】

- ・無効の入札額は結果に出ないのか。
- ・別件で無効の金額が出ているのは何故か。

【事務局】

- ・滅多にありません。今年度は本案件も含めて2件ほどございます。

【担当課】

- ・隣合せの団地ですが、それぞれを2~3回に分けて塗替えすることで分けています。

【事務局】

- ・市内全体で19者ございます。
- ・選定会議では現場に近い塗装を行う業者を地元優先で選定したと思います。

【事務局】

- ・通常は出ません。
- ・その案件は、一般競争入札で類似工事として入札を行ないました。無効となられた業者さんは同日にその案件より以前に落札候補者となられたために「類似無効」となり、無効扱いですが、金額の公表をしております。

3. 質疑案件

【質疑内容①】

No. 103～No. 105 の総合評価案件では、道路工事ということもあり設計額が正確に算出され、従って履行確実性確保価格も容易に算出される。このことから入札金額はこの価格に集中し、結果的に落札者は加算点の多少で決まってしまう印象がある。

総合評価の見直しを進めていただいているが、この点どう考えておられるでしょうか。

【委員】

- ・ 応札額も範囲内に収まり、加算点も決まっているため、そこで落札者が決定する。総合評価とは難しいものと認識している。

【事務局】

- ・ 平成 30 年度より最低制限価格制度から履行確実性評価方式へと変更して実施しておりますが、総合評価落札方式は技術力等の価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するため、仮に積算能力が同じであれば、加算点での勝負であると認識しております。
- ・ 委員ご質問のとおり、総合評価の対象案件では各業者とも設計額を的確に積算されますが、「格付 A ランク」の業者が対象であるため、積算能力の正確さによる入札金額の集中も「高い技術力」として評価されるものだと思います。
- ・ さらに、加算点の多少については「企業の工事成績」や「受注高の状況」等もございしますが、特に「企業の工事成績」については、普段からの企業努力による工事成績が問われているため、企業育成に繋がるものと考えております。
- ・ したがって、加算点の配分が重要となることから、項目及び配点の見直しを進めているところです。

【事務局】

- ・ 私達も議論をしておりますが妙案がなく、加算点の項目数を増やすぐらいしか考えが至っていないのが現状です。

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の方々も入札する前から分かってしまっ て、5千万円の工事で入札額が1~2千円 くらいしか差がない。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算点の項目にもあるが、技術者次第で現 場も大きく変わってくる。早めに発注でき れば、各社良い技術者を出してくる。 技術者の差がはっきりと出る、それ以外に も実績があるなど色々あると思うが、実績 がない業者は入札額を落としてこないと 取れない。だからそういう勉強をする。 そういうことを深掘りして行って、業者が どのようになるのかを見てほしい。 安くするのは違って、品質を良くする 業者を育成しようというのが総合評価の 狙いなので、金額だけではないというこ とは保っておきたいと個人的には思う。 <ul style="list-style-type: none"> ・項目をどうすべきか考える必要がある。 	<p>他市の状況等を勉強させてもらい、対応させて 頂きたいと考えております。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点数もコンマ何点という1点の差がない状 況での入札となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・1級の技術者が数名いる業者さんは、点数は 変わらないと思いますが、資格を取られてか らの経験年数で加点されるため、例えば発注 時期のタイミング次第では配置予定の技術 者が別工事に入れ、他の技術者を付けて、 点数が下がる又は逆に上がるということも あります。 したがいまして、発注時期も考える必要性が あるかと思えます。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そういった観点から最低制限価格制度を辞 めて、履行確実性評価方式に切替えました。 1~2千円変わっても評価価格から確保価格 の間で同じ計算をするので、後は技術力や 実績等での判断になってきます。
---	---

【質疑内容②】

今回は失格、失格以外がバランスよく発生
していて入札業者数も多く、目指す入札に
なっているのではと思われる。

ただ失格が多いので最低制限価格の引下げ
は可能なのか。

【委員】

- ・失格があるのはやむを得ないと思うが、前々
から話しているとおり、最低制限価格が下
がれば、失格も少なくなって、コストも落ち
てくるのではないかと思うところである。
- ・外注（下請）が多いところ、原価計算する
時に50%を超える場合、外注すべきでは
ないと思う、決算書を見ればすぐに分かる。
そこら辺が懸念材料ではないかと思う。

【事務局】

- ・最低制限価格とは、事前に設定する落札
の下限額のこと、契約の内容に適合した
履行を確保するための措置として、本市を
含め多くの自治体が採用している制度で
あります。
つまり、落札率の低下はダンピング受注に
繋がり、下請け業者へのしわ寄せや従事す
る作業員への低処遇に直結する恐れがあ
る等から、不適正な履行を防止する対策と
して採用しております。
- ・これらの対策については、「公共工事の入
札及び契約の適正化の促進に関する法律」
及び「公共工事の品質確保の促進に関する
法律」にも明記されており、最低制限価格
を廃止したり、著しく下げたりすることは
法の趣旨に反するものと考えております。
- ・これらのことから、管財契約課としては、
現時点において最低制限価格の引き下げ
は考えておりません。
- ・委員ご指摘の「失格が多い」につきまし
ては、最低制限価格に係るランダム係数の影
響が大きいこともあり、見直しの検討も行
っているところです。

【委員】

- ・そこで業務を遂行できる業者であれば何も問題ないが、入札資格があるから応札して落札したけど、実際に自社では何も出来ません、人員もいませんということもあるのではないかと思う。

4. その他

- ・入札監視委員会 委員の任命について（第4期）
- ・3月の臨時会について

5. 閉会

- ・これを持ちまして、令和2年度 第2回 入札監視委員会を閉会いたします。

【事務局】

- ・現場に検査員等を可能な限り、数多く配置して対応するしかない。そうすると、下請等はすぐに分かりますので業者さんは構えてしまいます。
市に検査員は2名しかおりませんので、検査員だけでなく、工事監督員の職員にも常日頃からそういう気持ちで対応するよう話をしておるところであります。

- ・全委員、第4期更新は了承。